

## 妊娠届出をされた方

妊産婦の方が医療機関への通院や出産・産後の健診受診等でタクシーを利用する際の経済的負担軽減のため

# 大阪タクシー共通乗車券

共通乗車券

5,000 円分

500 円券 10 枚つづり

を配付します



©ゆでたまご/泉佐野市

## 対象者

泉佐野市在住で妊娠届出をされた方

### ①申請・受付

泉佐野市内の各地域型包括支援センターで親子健康手帳（母子健康手帳）の交付に併せ、『妊産婦タクシー券交付申請書』をお渡ししますので、必要事項を記入後、各窓口に提出してください。

### ②タクシー共通乗車券の配付

後日、申請書に記載の住所宛てにタクシー共通乗車券を簡易書留で郵送します。確認作業のため到着までに1～2ヶ月程度かかります。

### ③タクシー共通乗車券のご利用方法

- ・大阪タクシー共通乗車券運営協議会加盟のタクシー事業者に共通して利用できます。  
大阪府外で乗車した場合は利用できません。
- ・利用枚数に制限はなく使用期限はありません。（お釣りができます。）また、24時間いつでも利用できます。

### ④ご利用に関する注意事項

- ・タクシー共通乗車券を譲渡、貸与、転売できません。転売防止のため、市では通し番号を管理しています。
- ・原則は妊産婦本人が同乗していなければ使用できません。  
※利用の際は親子健康手帳（母子健康手帳）等を持参ください。
- ・タクシー共通乗車券を紛失した場合の再発行はできません。

お問合せ先：泉佐野市こども家庭課

（〒598-8550 泉佐野市市場東 1-1-1）

【☎072-429-9339】